



真宗大谷派 本明寺通信

No.9

2008年7月1日発行



御遠忌テーマ 今、いのちがあなたを生きている



今、いのちがあなたを生きている

真のよりどころを  
求めて

宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要

平成二十年

# 永代経法要

五月二十五日（日）に本明寺の永代経法要が行われ多くの方にご参集いただきました。そこで写真や法話の要約を載せます。どうぞご覧ください。

（法話要約）

五月十二日に中国の四川省で大きな地震が有りました。六万人以上の人が亡くなり、土砂崩れや感染症などの二次被害も心配されています。地震は他人事ではなく、関東地方にもいつ起こっても不思議ではないと言われているから、かなりの年数が経ちます。江戸時代末

期の話ですが、新潟に曹洞宗の僧侶であり、歌人でもあった良寛が住んでいたころ、文政十一（一八二八）年十一月十二日に今の三条市付近を中心に大地震が発生し、全壊一万二千九百余り、死者千六百人余りの被害ができました。そのころ与板（現新潟県長岡市）に住んでいた知人に慰めの手紙を良寛は出しました。

地しんはまことに大変に候、野僧草庵は何事もなく、親るい中死人もなくめで度く存候。うちつけに／しなばしなずて／ながらえて／かかるうきめを／みるがはびしさを（地震でだしぬけに死んでしまえばよかったのに、死なずにまじ生きながらえたため



に、このように辛いありさまを見なければならぬ、悲しいことだ）  
しかし、災難に逢時節には災難に逢がよく候、死ぬ時節には死ぬがよく候。是はこれ災難をのがるる妙法にて候。



災難というものはいつ人にふりかかって来るかもしれない。災難に襲われたらそれをのがれる方法はない。逃れようとすればむしろ災難は大きくなる。なまじ逃れようとしないので、真正面から災難を受けとるしかない。これは良寛の

現世を生きていく上での覚悟が示されています。我々はつい自分に都合の悪いことは避けて、都合の良いことばかり考えますが、世の中の事実は仏教の因縁の道理に従うしかないことを教えられます。下の言葉は相田みつをさんの言葉です。人間だからしようがないという人間放棄の気持ちだけではないでしょう。自らの不完全性、怯弱性、煩惱、虚偽性を深く洞察をされて人間のもつ性を悲しまれたの言葉でしょう。親鸞聖人はもつときつい表現で、「罪悪深重」や「煩惱熾盛」、また先程皆さんと一緒ににお勤めをした正信偈の中では「極重悪人」というような言葉で我々の在り方を表現しています。善導大師は「煩惱具足の衆生は、もとより真実の心なし、清浄の心

つまづいたって  
いじやなか  
にんげんだ  
もの  
みつを

弱きもの人間  
欲をかきもの  
にんげん  
偽り多きもの  
にんげん  
そして  
人間のわたし  
みつを

なし、濁悪邪見のゆいえなり」と言われています。こういう言葉は我々にとってすんなりとは受け入れ難い言葉です。法律に触れるような犯罪を犯した訳でもなし、自分は世間の中ではマシな生き方をしていると思っっているからです。仏法においては不完全性、怯弱性、貪欲、虚偽性などを悪と意識するのは、それを自分の努力や精神統一、修養などで乗り越えること（自力）は至難の業です。それを、如来の願いと力によって乗り越えさせていただく教えが浄土真宗の他力本願のはたらきです。

一般的には信仰することは自分の願いを叶えたり、心を平穩に保つなどの利益をあてにしますが、仏教において求道心に必要な三つの条件があります。一つには、自

楽をもとめず、自分だけが環境良く樂するようなことを戒めます。二つには、人々に安らぎを与える、慈悲（慈は苦を抜く、悲は樂を与える）の心を持つ。三つには、すべての人々を憐愍し自分の利益を考えない。このようなことが求道心には大切であるとされている。

伝教大師（最澄）も「悪事を己に向かえ、好事を他に与え、己を忘れて他を利するは慈悲の極みなり」と言われています。このようなことを実践することは我々には不可能に近いことです。しかし、そのような願いの方向は見失わないようにしなければならぬと思います。そのためには日ごろ自分の生き方はどうなっているかと確認しなければなりません。自分の顔や姿は鏡を見て整えますが、心



は鏡には映りません。心の有り様は教えに照らされなければわからないのです。聞法や毎日のお内仏での礼拝は自分の生き方がどうなっているか、心に乱れがないかなどを確認する作法なのです。



◆永代経お手伝い

永代経をお手伝いしていただいた方々を紹介します。

安藤 賢司	川瀬 きぬゑ
郡司 三郎	高田 トヨ
高野 勢津子	宝田 満男
宝田 康子	滝口 泉



滝口 和彦	沼田 博幸
根岸 千栄子	根本 初子
早矢仕 昌治	横澤 正克
横山 ナヲ	若井 武久

お手伝いありがとうございました。  
なお、今後お手伝いいただける方  
がおりましたらご連絡ください。



◆おみがきのつどい

お手伝いありがとうございました。

川瀬 きぬゑ	滝口 泉
根岸 千栄子	本田 有希
本田 彰一	本田 隆見
本田 信子	松原 けい子
松原 幸夫	山本 豊子

東本願寺「真宗会館」公開講演会

# みんな「いい人生」を生きよう

漫才師 島田 洋七



一九八〇年代の漫才ブームの火付け役となり人生の頂点と底辺を経験され、いまふたたび少年時代を佐賀の祖母・おサノさんと過ごされたその思い出を書き記した『佐賀のがばいばあちゃん』で作家として大ブームを巻き起こしている漫才コンビ「B & B」の島田洋七さんをお招きして、「真宗会館」公開講演会が行われました。

「漫才師として売れたら世の中変わる」と思われていた島田さん。しかし、いくらお金があっても夏は暑く感じるし、冬は寒く感じる。もちろん腹も減れば、病気にもな

る。お金持ちになっても、根本的人間の構造は何一つ変わらないと気づかれたそうです。いくら懐の中に百万円が入っていたとしても、体が暖まるわけでもない。そんな思いを抱いていた島田さんは「お金がある豊かさが本当の豊かさではない。心の豊かさが本当の豊かさである。」という「がばいばあちゃん」の言葉を思い出されたそうです。

島田さんは少年時代のこのような経験をお話されました。冬場の通学時、寒くてどうにもならなかったのも、おばあちゃんにジャン

パーを買ってほしいとねだったところ、来年買えるようにお金を貯めようと言われたそうです。翌年、念願のジャンパーを手に入れた島田さんは友達に自慢しましたが、周りの友達にはジャンパーを持っていないことが当たり前だったので、その感動は伝わらなかったそうです。島田さんにとってそのジャンパーは、おばあちゃんと一生懸命生活を切り詰めて頑張った我慢の結果のジャンパーだったので、二人にとってはとても大切な価値のあるジャンパーだったのです。今の世の中は、すぐにも何でも買え

てしまうのが当たり前になりすぎていて、我慢してようやく手に入れたらという感動が少ないのではないのでしょうか。私たちはすぐに自分と他人とを比べ、自分に無いものや境遇を手に入れたと思います。

島田さんは、「人生、不確かが正解。」というおばあちゃんの言葉がきにいっているそうです。人生、上手くいかないことが当たり前であるということ。上手くいかないと思うときは、必ず自分の贅沢やわがままであるからです。それが分からないから、上手くいかないと言ってしまうのです。この悩みは、自分と他人と比べるから起こるのです。自分ひとりだけに与えられた境遇だと思えば、自分が一番大切に思えます。また自分と

比べた人自身も自分にはない悩みを必ず抱えているはず。島田さんは「貧乏生活は辛かったが、おばあちゃんと過ごした少年時代が一番楽しかった」と述べられていました。

最後に、このような堅苦しい文章になつてしまいました。島田さんのお話は「流石漫才師」と叫びたくなるような、笑いの絶えない公演だったことを報告します。

（『ネットワーク9』

掲載記事より）



## 青年研修会

（三月六日～七日）



この研修会には副住職と共に、嫁の有希と娘の唯果も参加しました。

ここ最近、この研修会は「寺をひらく」をテーマに開かれていきます。今回はサブテーマに「仏事を通して願われていること」とし、神奈川県横須賀市にある長願寺住職の海法龍氏からお話をいただきました。

海氏はまず「寺をひらく」というテーマの問いはどこから来たのかということの話されました。「寺をひらく」という問いは、「寺が閉ざされているから、寺を開きたい」



という思いから起きたものだが、ただ開くだけなら経営コンサルタ  
ントに相談して、方法論や技術論  
を学べばいい。「寺をひらく」とい  
う問いは「閉ざされているのはな  
ぜか」「閉ざしているのはなぜか」  
という問いであるのではないかと

言われていました。

また海氏は、昨年の九月にミヤ  
ンマーで仏教僧による反政府デモ  
があり、そこでミャンマーの僧を  
守るようにミャンマー国民が共に  
デモに参加し、軍事政権は武力に  
よる弾圧を行い多くの死傷者をだ  
した。それを受けてある新聞に「ミ  
ャンマーの僧侶と国民は信頼で繋  
がっている。日本の僧侶と国民は  
習慣と形式で繋がっている。」この  
ように書かれていたことを紹介さ  
れた。なぜ、ミャンマーの僧侶と  
国民が信頼で繋がっているかとい  
うと、ミャンマーの僧侶には「仏  
教徒として生きる姿」「仏教に生き  
る姿」を表しているから国民から  
信頼されているのである。

日本の僧侶と国民は習慣と形式  
で繋がっているといわれるのは

「仏事」でしか繋がっていないか  
らである。しかし「仏事」は習慣  
や形式としてあるのではなく、仏  
の用きがある事が「仏事」なので  
ある。仏教だけでなく宗教は、生  
きる道を示してくれている。だか  
ら「仏事」は生きる道を示す場な  
のである。私たち僧侶は習慣と形  
式の「仏事」で繋がるのではなく、  
僧侶と国民が人生の支えとなる  
「仏事」を行うことが、仏から願  
われていることに気が付かなくて  
はならないと言われました。







## 真宗会館 花まつり

(四月五日)

真宗会館の花まつりに副住職、嫁の有希、娘の唯果で参加しました。花まつりの中では初参り式もあり、唯果も受式しました。

## 初めて聞く仏教講座

(四月二十六日)

「はじめて聞く仏教講座」は若い坊さんと若い門徒さんが一緒に参加し、一緒に話を聞いて、一緒に考え、互いの思いや考えを話し合える場を開いている会です。本明寺が会場ということもあり、品川区の垣内亮太郎さんと副住職と嫁の有希が参加しました。

この会も海法龍氏にお話をいただき、その後座談会を行いました。その場で門徒さんが日ごろどのような悩みがあるか聞くことができたり、坊さんの悩みなども聞いてもらい、意外と同じようなことで悩んでいることに笑みがこぼれました。



## 全国青年研修会

(六月十六日～十八日)

全国青年研修会は東京教区が主催ということもあり参加してきました。今回のテーマは「いのちの

渦―憲法第九条はだれのもの？  
―」ということで開かれました。

現行の日本国憲法が施行され六十年が経つが今、憲法改正ということがメディアを通して知っているとあります。今回、法学館／伊藤塾所長、法学館憲法研究所所長であります伊藤真氏をお迎えして「今こそ「憲法の力」をつけよう」という講題でお話をいただきました。

伊藤氏はまず、今がどういう時代か話されるうえで、五十年前にあった朝日訴訟提訴（一九五七年）のことを話された。朝日訴訟とは、当時の「生活保護法による保護の基準」による支給基準が低すぎ、日本国憲法第二十五条、生活保護法に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」

を保障する水準には及ばないことから憲法違反にあたるということ、厚生大臣を相手取り争った行政訴訟で、人間の尊厳を主張してその現実を目指した裁判で、人間裁判とも言われている。当時の政府の動きは再軍備の動きが強まり、社会保障費をカットしていた。そのことから今を見ると、後期高齢者医療制度という社会保障費のカット、逆にテロ対策という軍備に多くの予算が充てられていることを見ると五十年前と同じことを繰り返している。

その様な政府が憲法改正を求めている。ここで現行の憲法と与党の自民党が作った新憲法草案を比較してみたい。まず憲法前文だが、現行憲法の核にあることは①**人権確立**②**戦争放棄**③**国民主権**の

三つである。つまり①②を実現するために③があるということである。新憲法草案は①**国家のための国民**②**国民に国防の義務と愛国の義務**③**公益や公の秩序の重視**である。つまり、新憲法草案は国民主権ではなく、国民が国家の道具になりかねないのである。

次に憲法第九条である。この第九条は第二章という項目の中にあり、第二章にはこの第九条しかない。各章には名前があり、この第二章の名前が有名な「戦争の放棄」である。まずこの名前を新憲法草案では「安全保障」になっている。次に、第九条の内容だが、新憲法草案では一項は残してあるが二項を削除した。自民党は一項を残したことで第九条を守ったとしているが、伊藤氏は二項が大切だと言

われている。なぜかというところ、一  
項のように戦争を放棄している憲  
法を持つ国はいくつもある。日本  
国憲法の第九条は二項でその戦争  
の放棄をどのようにして放棄する  
かを具体的に表しているのである。  
これが平和憲法と言われるゆえん  
である。また、新憲法草案では二  
項を削除しただけでなく、第九条  
の二として自衛隊を自衛軍とする  
草案である。つまり、新憲法草案  
では、日本を戦争のできる国とし、  
海外で自由に活動できる自衛軍を  
所有できる憲法なのである。

また私たちの自由も国家の管  
理下に置かれる。これは憲法第十  
二条である。現行憲法では「常に  
公共の福祉のためにこれを利用す  
る責任を負ふ。」とあるが、新憲法  
草案では「常に公益及び公の秩序

に反しないように自由を享受し、  
権利を行使する責務を負う」とな  
っている。「公共の福祉」とは簡単  
に言えば、他人に迷惑をかけなけ  
れば自由であるということである。  
草案では国家の管理下におかれる  
ことになる。また「責任」が「責  
務」となっており、責任に加えて  
義務が伴うのである。

そのほか憲法改正での問題点  
は多いという。では改憲によって  
私たちの生活がどう変わるかとい  
うことを伊藤氏は具体的に考えら  
れている。

### ①今より安全な生活になるか

・日本が軍隊を持つことによつて  
テロの標的になる可能性が高  
くなる

### ②今より自由な生活になるのか

・徴兵制が可能になる

・人権侵害（思想良心、信教、表  
現、プライバシー）、環境破壊  
の危険

### ③今よりも福祉が充実した生活に なるのか

・予算が軍備にまわされ、福祉、  
医療、失業対策、教育への予算  
が削られる

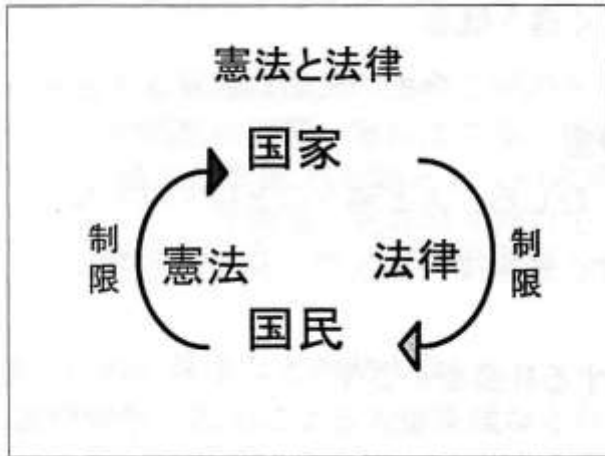
このように伊藤氏は憲法改正後の  
ことを予想している。

そもそも憲法はどういうものな  
のか。私もそうだったが「憲法は  
法律の親玉」みたいに思っていま  
せんか。それは正解ですが、そん  
な簡単な答えではありませんでし  
た。憲法と法律の違いは、法律は  
国民の自由を制限して、社会の秩  
序を維持するためのもの（国民に  
対する歯止め）で、憲法は国家権  
力を制限して、国民の人権を保障

するもの（国家に対する歯止め）である。法律はその時の国民の多数の意思によって選ばれた国会議員によって作られる。しかし、国民の多数の意思に従ったからといって常に「正しい」と言えるのだろうか。その時の情報操作や、ムード、目先の利益によって国民の多数が過ちを犯してしまう危機がある。多数決で決めることは必要であるが、多数決で奪ってはいけない価値観がある。それは人権の侵害と戦争である。それを明文化したものが憲法なのである。だから憲法には人権規定ばかりなのである。今、私たちは護憲か改憲かを一国民として問われている。軍事力によっては国民の生命と財産は守ることはできない。現に自衛隊の最高任務は国民を守ること

はなく、国を守ることである。むしろ軍事力があることによって他国から攻撃の口実になり、逆に国民を危険にさらす恐れがある。戦争では非戦闘員の死者が九割以上であることも知っておかなくてはならない。

この研修会の日程中にフィール



ドワークで靖国神社の遊就館と防衛省に見学に行った。そしてまずこれらの施設の意味を考えた。戦争の反省のためにあるのか、それとも戦争を肯定するためにあるのか。どちらも後者の戦争肯定のためにあるように思える。遊就館は国民を戦争の道具にしたことを英霊として祭ることによって国の責任をあやふやにし、防衛省ではテロ対策特別措置法を肯定させる広報などがあった。

私がこの研修会に参加して思ったことは、まず、私たちは現行憲法によって守られ、憲法改正により国民が国家の道具になりかねないということである。今回のテーマ「憲法第9条は誰のもの？」に對しても、「憲法第9条は私のものである」と考えました。私は憲法

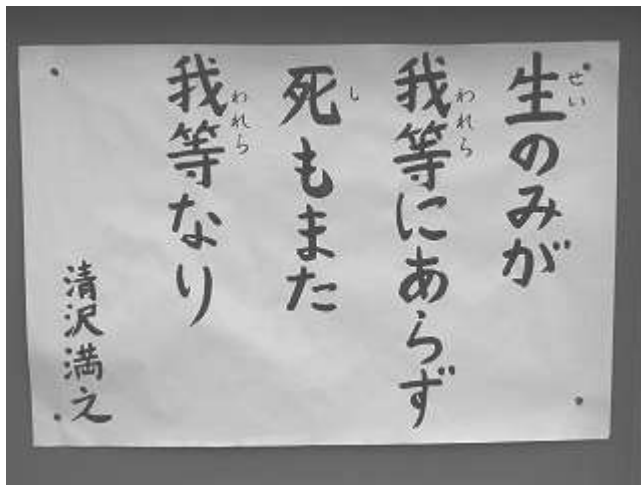
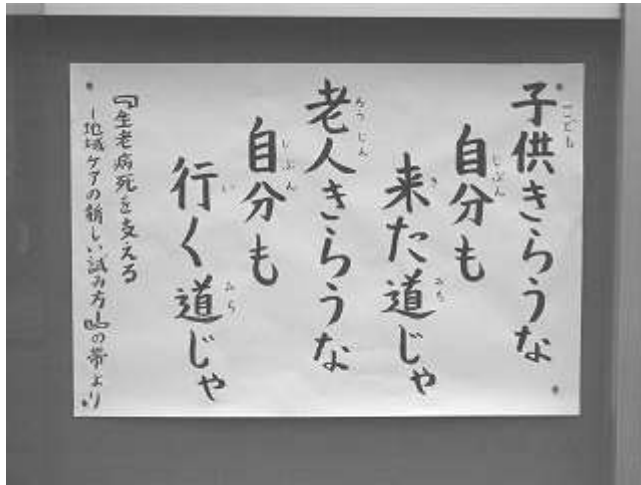
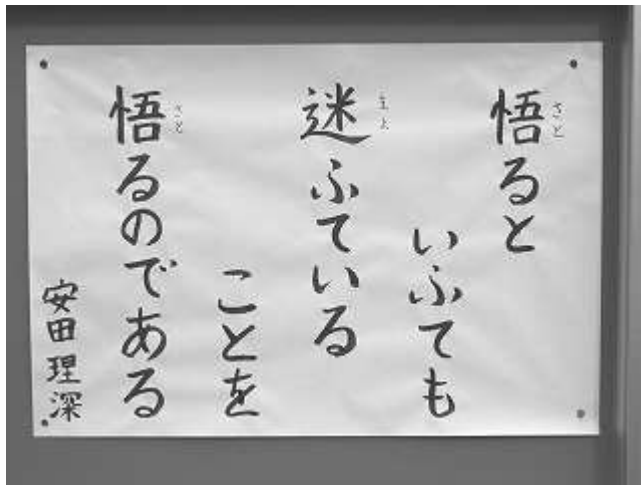
第九条により国家による殺人（戦争）を止めているのである。これはまた、私が人を殺してしまう危機を止めてくれているのである。民族や人種やその他いろいろ違いはあるが同じ人間である。その人間同士が殺しあうことは、なんて愚かなことだと思ふ。

私たちは近い将来に国家から護憲か改憲かを問われる時が来ると思ふ。その時に皆さん一人ひとりがどのような答えを出すか分からない。しかし、目先の情報やムードや利益によって答えを出さないでほしい。伊藤氏は「情報が事実ではない。情報の先に事実がある」と言われていました。決して憲法のことだけではありませんが、どうか広い視野を持ち、様々な可能性を考えてほしいと思います。

## 自民党新憲法草案と現行憲法(一部)

新憲法草案	現行憲法
<p>前文</p> <p>日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。</p> <p>象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。</p> <p>日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。（後略）</p>	<p>前文</p> <p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、①わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、②政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、③ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。（後略）</p>

新憲法草案	現行憲法
<p>第2章 安全保障</p> <p>第9条 (平和主義)</p> <p>①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>②削除</p> <p>第9条の2 (自衛軍)</p> <p>① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。</p> <p>(他3項)</p>	<p>第2章 戦争の放棄</p> <p>第9条</p> <p>① (同じ)</p> <p>② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p> <p>自民党案第9条の2は新設</p>
<p>第12条 (国民の責務)</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであって、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。</p>	<p>第12条</p> <p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p>
<p>第22条</p> <p>(居住、移転及び職業選択等の自由等)</p> <p>① 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p>② すべて国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。</p>	<p>第22条</p> <p>① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p>② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。</p>



四月

五月

六月

◆私たちの真宗◆

一、本尊 阿弥陀如来

二、宗祖 親鸞聖人

三、宗旨 浄土真宗

四、宗派 真宗大谷派

五、本山 真宗本廟（京都・東本願寺）

六、経典 浄土三部経

仏説無量寿経

仏説観無量寿経

仏説阿弥陀経

七、教え 本願を信じ、念仏もうさば仏になる

八、称名 南無阿弥陀仏

九、勤行 正信偈・念仏・和讃・回向・御文

十、宗風 礼拝の生活

《朝夕に勤行をいたしましょう》

正信の生活

《迷信に惑わされないで歩みましょう》

聞法の生活

《仏法を聴聞し、生まれた意義と

生きる喜びをみつけましょう》

あとがき

◆今回の号で憲法九条のことを載せるか載せないか迷いましたが、八月は戦争にちなんだ記念日が多く、皆様に憲法の事や戦争の事を考えていただきたかつたので載せる事にしました。

◆五月に二週間本山で研修があり家を空けていました。その間に娘の唯果（いちか）は寝返りができるようになりました。その瞬間に居合わすことができなかつたことがショックでした。子どもの成長は早いですね。

発行 真宗大谷派 本明寺

副住職 本田 彰一（釋 彰一）

〒130-0012

東京都墨田区太平二・七-一

TEL 03-3623-1536

FAX 03-3623-1538

E-mail honmyouji@mx1.ttcn.ne.jp

URL

<http://www1.ttcn.ne.jp/~honmyouji/>